

開発行為給水・配水管工事申請の指針

(令和8年5月)

安曇野市 上下水道部 上水道課

目 次

ページ

第1章 総則	2
1 目的	
2 適用範囲	
(1) 開発行為給水・配水管工事申請と給水装置工事申請の判断例	
3 開発行為給水・配水管工事申請の手順（フロー）	
第2章 事前の確認	6
1 計画に先立つ事前の調査・確認	
(1) 布設する配水管口径の検討	
(2) 管径均等表	
(3) 水理計算が必要となる例	
2 上水道配水管の管種・口径の決定	
3 諸法令の遵守	
4 諸手続き	
5 平面図・詳細図の作成と事前協議	
第3章 管布設工	11
1 配管工事	
2 土工事	
※この他に施工するにあたり、「安曇野市上水道工事標準仕様書」「安曇野市給・配水管工事施工基準」を参考とする事。	
第4章 各種申請書類等の提出	12
1 開発行為給水・配水管工事設計審査申請書の提出	
2 資材検査の実施	
3 内容（平面図・詳細図等）の変更	
4 水圧検査の実施	
5 しゅん工検査の実施	
6 寄附採納願の提出	
7 地役権の設定	
第5章 資料	16
1 開発行為給水・配水管工事関係届出様式	
2 参考様式（「事業計画書」及び「費用負担及び維持管理方法説明書」）	
3 資材検査願、使用材料一覧表、水圧試験立会申請の様式 （安曇野市水道工事特記仕様書様式参照）	
4 開発行為手続提出書類チェックリスト	

第1章 総則

1 目的

本指針は、安曇野市給水条例第5条の2及び安曇野市開発行為等に伴う給水・配水管工事に係る規程に基づき、申請者が工事費用を負担し配水管等を布設する工事に関する手順等について必要な事項を定めるものとする。

なお、本指針に明記していない事項については、県・日本水道協会等の定める各種仕様書及び安曇野市上水道工事標準仕様書及び安曇野市給・配水管工事施工基準を参考とし、不明な点等については上水道課担当者と協議すること

2 適用範囲

本指針を適用する範囲は、申請者が工事費用を負担して布設する給水・配水管とし、工事完成後に安曇野市へ寄付をする上水道給水・配水管、その他給水・配水管に付帯する設備とする。（工事の内容によっては、給水装置工事の申請になる場合もある。）

（1）開発行為給水・配水管工事申請と給水装置工事申請の判断例

（例図であるため、仕切弁（止水栓）等の図示は省略）

図1：既設配水管から、造成地内へ配水管を布設する場合

・・・**開発行為**に該当（赤色が施工管）

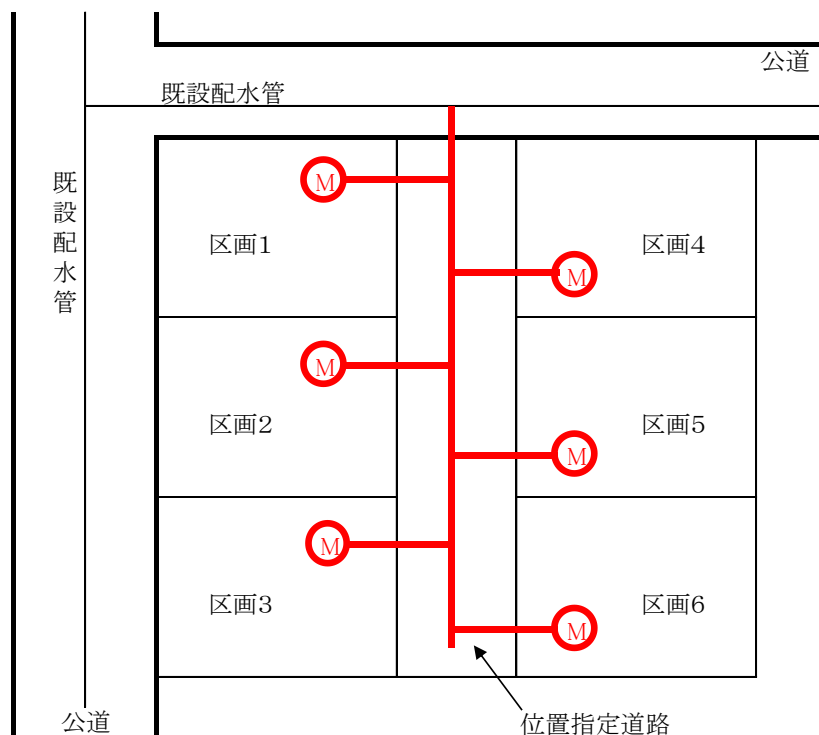


図 2 : 一部の区画は既設配水管から区画毎に給水管の取出しを行い、残りの区画は造成地内に配水管を布設し給水管の取出しを行う場合

・・・開発行為に該当（全ての区画の給水管取出しが該当となる。（赤色が施工管））

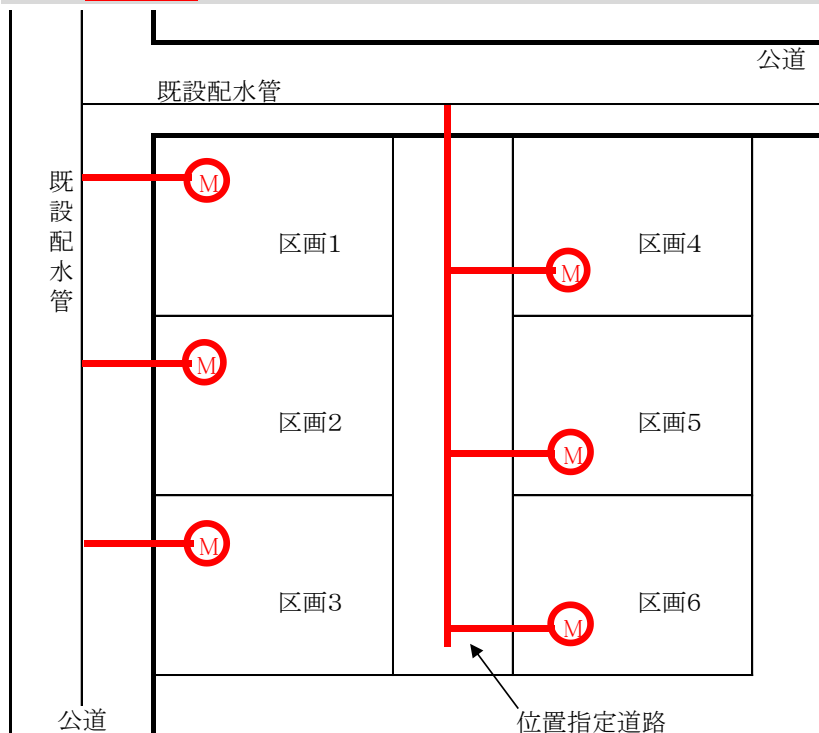


図 3 : 既設配水管から、区画ごとに給水管の取出しを行う場合

・・・給水装置工事に該当（区画毎に申請が必要（赤色が施工管））

※宅延通路を舗装するために、メーター2次側の給水管を事前に布設することは可能とする。（その場合は、給水装置工事（「取出しのみ」）の申請に含めて行うこと。）

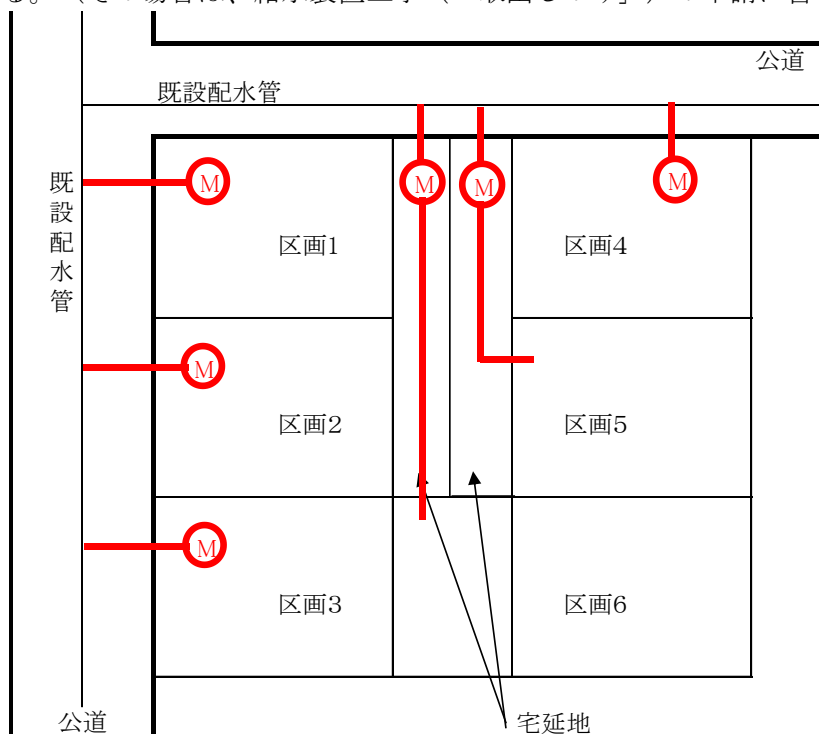


図4：既設配水管から、給水管取出しは区画毎に行うが、消火栓を設置(新設)する場合

・・・**開発行為**に該当（全ての給水管取出しを含む（赤色が施工管））

※宅延通路を舗装するために、メーター2次側の給水管を事前に布設することは可能とする。（その場合は、開発行為の申請に含めて行うこと。）

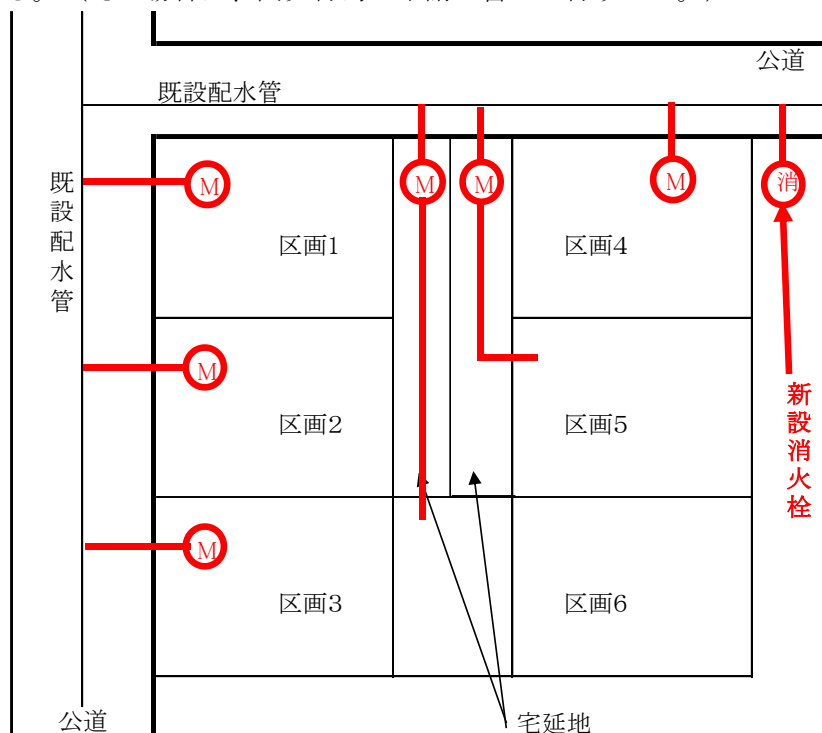


図5：消火栓の設置（移設・撤去を含む）

・・・**開発行為**に該当（赤色が施工管）

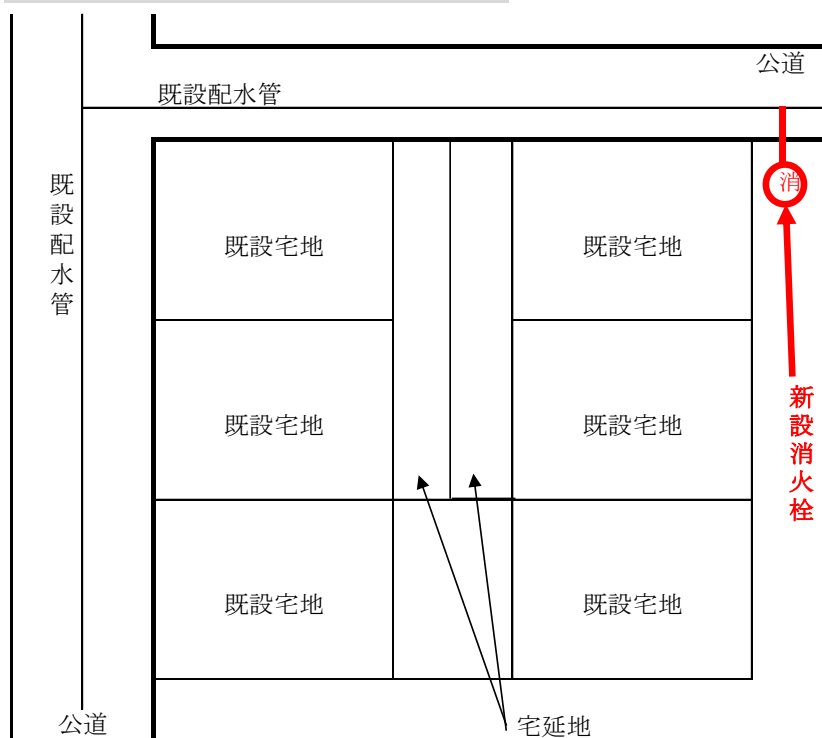


図 6：負担金工事の該当にもなるが、開発行為による工事でも可能となる例

図 6-1：既設住宅 A の隣地に 1 戸建て住宅を建設する場合

この場合は、既設配水管から既設住宅 A の分岐までを $\phi 25$ に増径・布設し、既設住宅 A に分岐以降は $\phi 20$ で布設

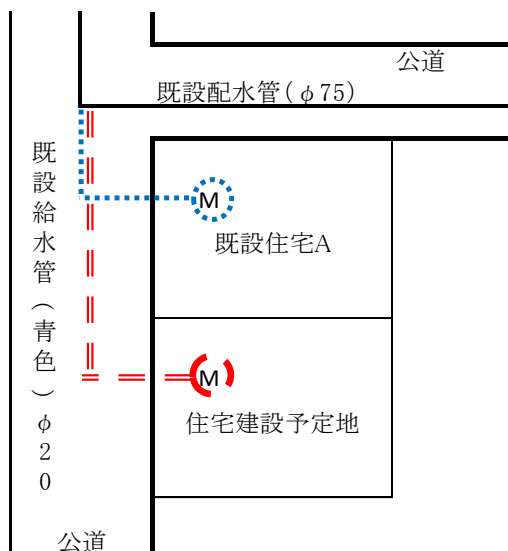
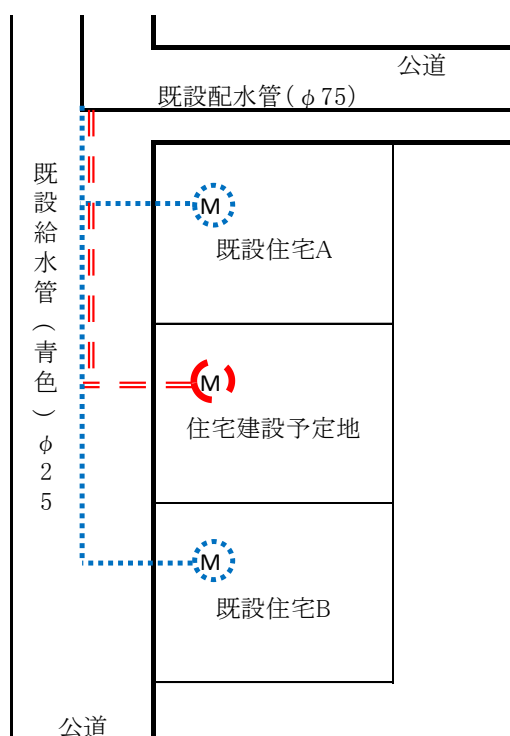
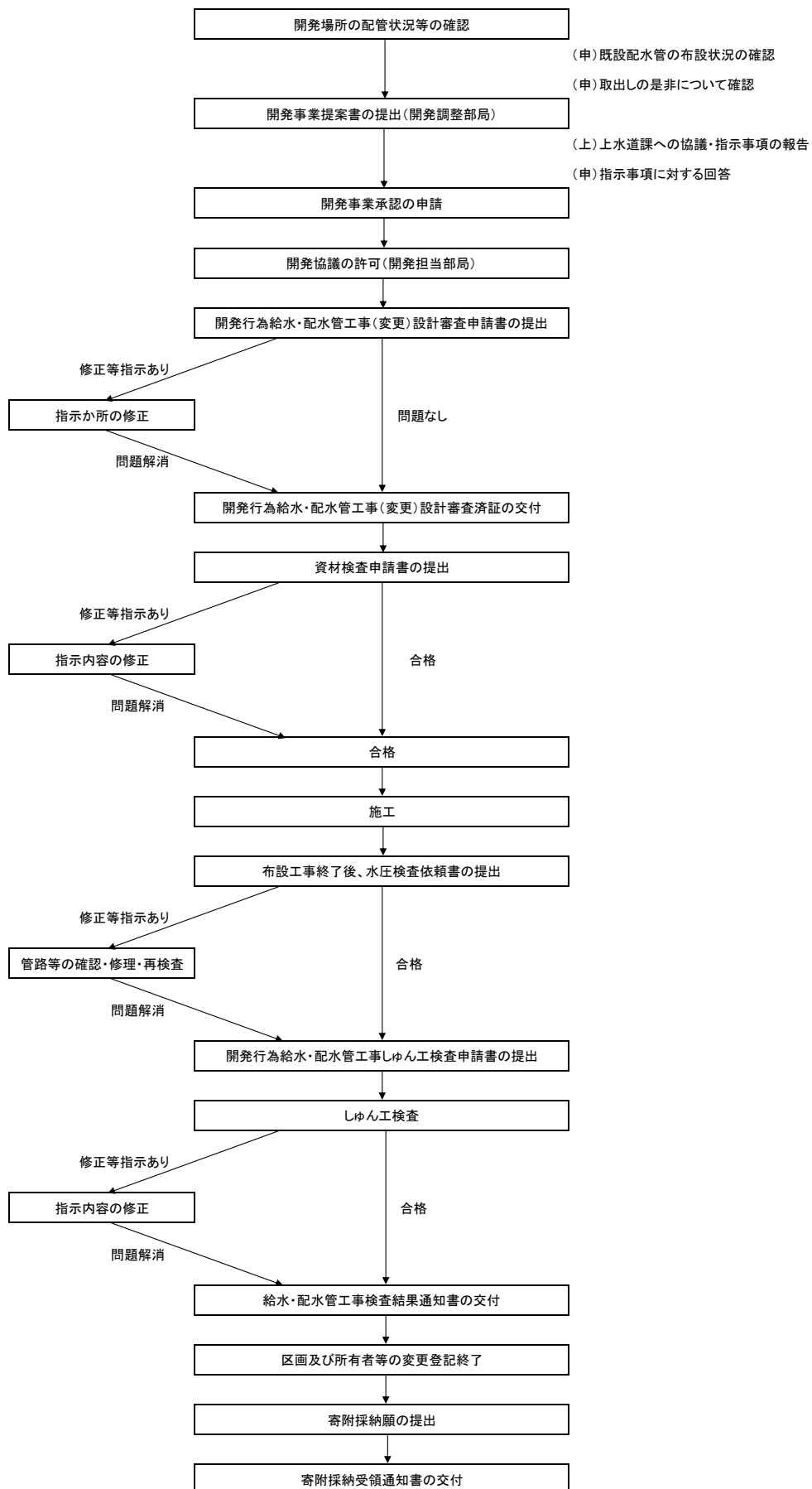


図 6-2：既設住宅 A と既設住宅 B の間の更地に 1 戸建て住宅を建設する場合

この場合は、既設配水管から住宅建設予定地の分岐までを $\phi 30$ に増径・布設し、住宅建設予定地の分岐以降は既設の $\phi 25$ に接続。



3 開発行為給水・配水管工事申請の手順（フロー）



第2章 事前の確認

1 計画に先立つ事前の調査・確認

(1) 布設する配水管口径の検討

申請にあたり、上水道課に区画数等の造成計画を示し、布設工事の可否、方法等について事前に相談すること。

開発行為を行う付近に布設されている既設配水管の口径と既設給水管の取出し件数を踏まえ、管径均等表を参考に施工の可否・方法等について確認が必要となる。

開発行為の計画件数を含む給水分岐件数が基準を超えない場合はそのまま施工を認め、基準を超える場合については、水理計算を行い通常時の水量・水圧に問題がなければ、施工を認めるものとする。

また、水理計算が必要となる範囲の考え方については、開発行為を行う場所の配管状況で変わるため、別図の「水理計算が必要となる例」を参考に考えるものとするが、計画の段階で上水道課と確認・協議すること。

前面道路の配水管だけでなく配水範囲を広く見る必要が出てくることもあるため注意が必要。（団地内など、主管の端末が他の管（主管の管と同口径以上）と接続されている場合でも、分岐元の管路が同じ場合は、範囲を広く見る必要がある。）

なお、水理計算の結果、水量・水圧低下が発生する等の問題がある場合については、他の既設配水管と接続することや、既設配水管の口径を太くする等、配水管の布設替が必要となる。

(2) 管径均等表

枝管又は水栓 (mm) 主管径 (mm)	φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
13	1								
20	2	1							
25	3.7	1.8	1						
30	7	3.6	2	1					
40	11	5.3	2.9	1.5	1				
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1			
75	54	27	15	7	5	2.7	1		
100	107	53	29	15	10	5.3	2	1	
150	297	147	80	40	28	15	5.5	2.8	1

- ・ 取出しの枝管口径は一般家庭用の場合 φ20を基本とする。
- ・ 主管径が φ25の場合の取出し可能件数は本表では1.8であるが、2件の取出しまでは可能とする。
- ・ 主管の両端末が他の管（主管の管と同口径以上）と接続されている場合は、取出し可能戸数は2倍として考えるものとする。

2 上水道配水管の管種・口径の決定

・ 以上の点を踏まえ、主配水管から分岐しても周辺の水量・水圧の低下が起こらない管径を布設すること。また、過剰すぎる口径（主配水管より大口徑）とならないようにすること。

また、分岐する配水管だけでなく、その周辺の配水管の口径についても注意が必要となる。特に住宅密集地等は既設埋設管の管径が細いこともあるため、しっかりと確認すること。

・ 安曇野市給・配水管工事施工基準に基づき給水・配水管の設計を行うこと。なお、消火栓の設置が必要となる場合は、φ75以上の口径が必要。（同口径分岐は可能）

また、口径別に使用する管種が決まっているので、注意すること。

口 径	使用（布設）する管種
φ40以下	PEP（二層管）、SUS（フレキ使用）

	・給水分岐については、本管口径がφ40以上はサドル付き分水栓。φ40未満はチーズを使用すること。
φ50	HPPE、SUS ・給水分岐については、サドル付き分水栓を使用。
φ75～φ150	DIP（GX、NS等の耐震管）、HPPE（WE管を含む） ・給水分岐については、サドル付き分水栓を使用。
φ200	DIP（GX、NS等の耐震管） ・給水分岐については、サドル付き分水栓を使用。

3 諸法令の遵守

工事施工にあたって申請者は、諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに運用及び適用は、申請者の負担と責任において行うこと。

4 諸手続き

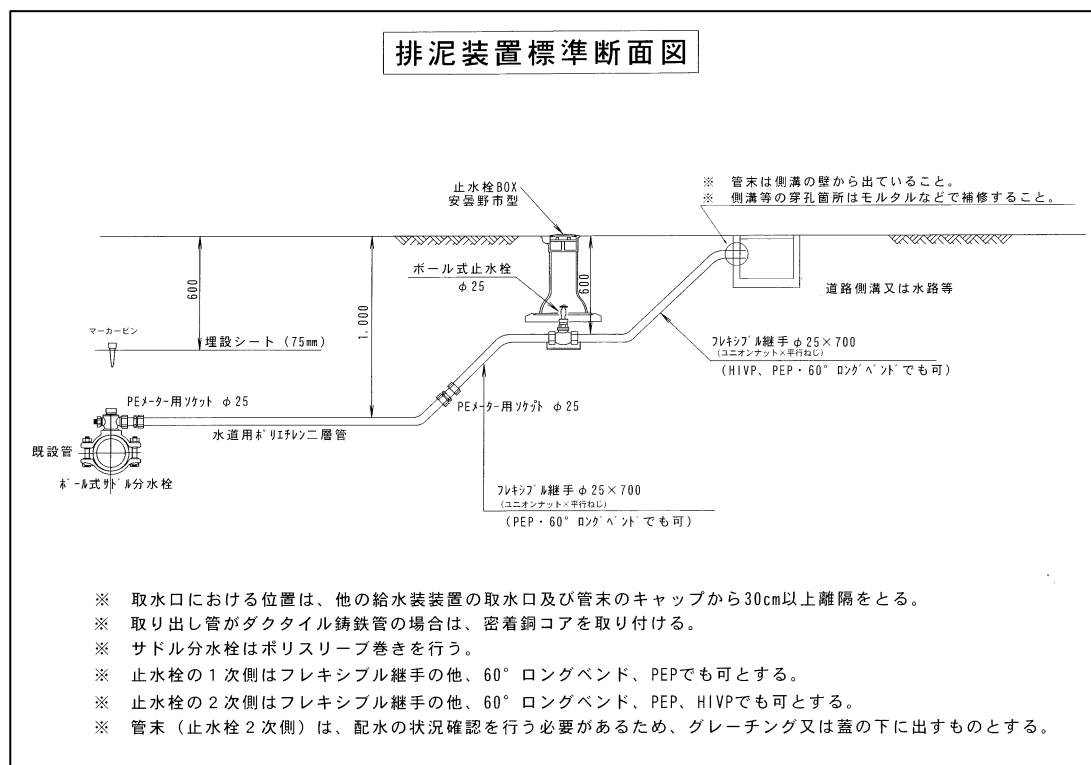
申請者は、工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への諸手続き等は、迅速確実に処理すること。

道路占用許可（工事着手届、完了届等を含む）	・市道は市道路管理部局 ・国道19号は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所松本国道出張所 ・19号以外の国道及び県道は県安曇野建設事務所（ただし、届出は市上水道課経由）
道路使用許可	安曇野警察署
埋蔵文化財包蔵地などの確認、	市文化課
水路を横断する場合の水路管理者への協議等	水路の管理者（土地改良区、水利組合等）

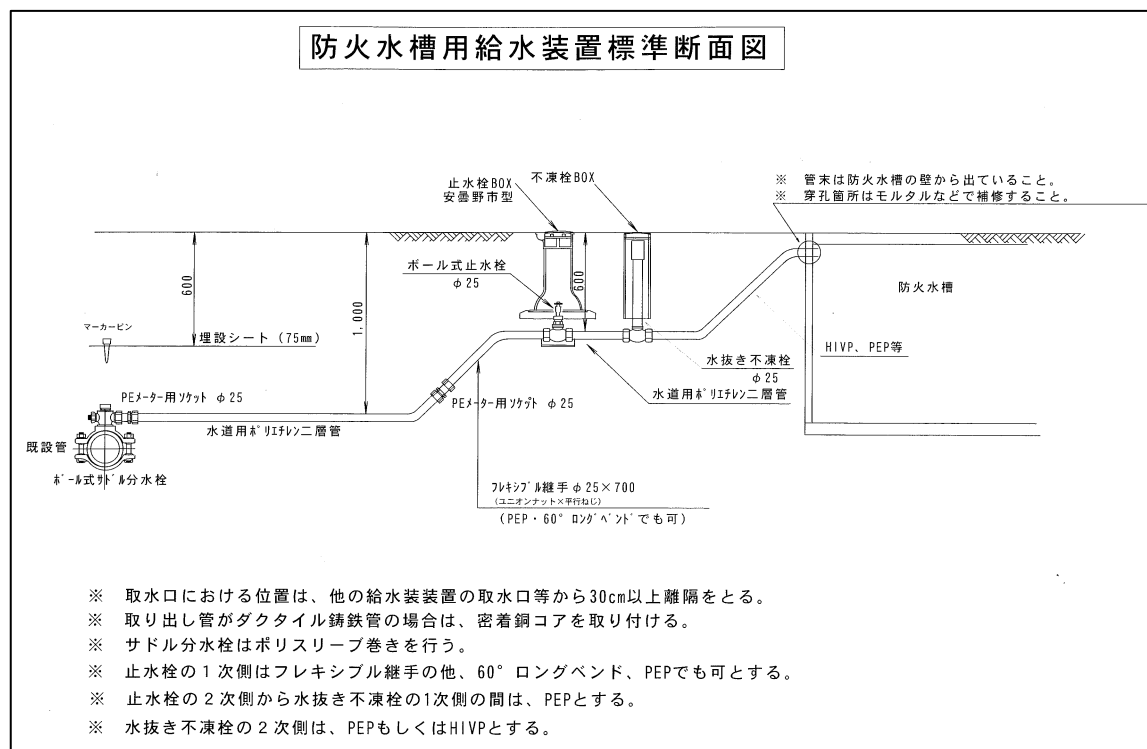
5 平面図・詳細図の作成と事前協議

（1）平面図（区画図）、配管詳細図、使用する管種等の素案ができた段階で配管の内容について上水道課と事前協議を行うこと。

- (2) 配水管口径がφ30以上の管末等には排泥装置(φ25)を設置すること。(排水先は道路側溝、河川等となるが、排水先がない場合は上水道課と協議すること。)



- (3) 危機管理部局等から防火水槽の設置を指示された場合の防火水槽への給水管はφ25で布設すること。



第3章 管布設工

1 配管工事

(1) 「安曇野市給・配水管工事施工基準」に基づき施工するものとする。

なお、申請の前に平面図、詳細図を持参し、事前確認（管種や使用材料等の確認）を行うと申請後の審査（修正指示等）がスムーズになる。

(2) $\phi 30$ 以上の配水管には、管末等に排泥装置（ $\phi 25$ ）を設置すること。

(3) 不断水分岐の施工時については、上水道課担当者による穿孔後の切片の有無の確認、コア挿入の完了まで立ち会うものとする。また切片（穿孔機についている写真と外した後の写真）の写真も撮影し、しゅん工写真に添付すること。

あわせて、コア挿入機の先端（コア挿入前と挿入後）の写真を撮影し、しゅん工写真に添付すること。

(4) 写真撮影

「安曇野市上水道工事標準仕様書」に基づき撮影すること。なお、写真の撮影内容については、次のとおりとする。

内 容	撮 影 内 容
着手前・しゅん工	・ポイント毎（起点、40.0m毎、終点）に撮影すること。 ・給水管はメーターボックス設置場所とする。
配管状況	・ポイント毎（起点、40.0m毎、終点）に撮影すること。 ・曲管等の継手を使用した箇所は必ず撮影すること。 ・給水管は本管分岐か所（サドル等設置）、メーターボックス設置個所、布設管の全景とする。
品質管理	・管接合チェックシートに併せて、接合か所の写真を撮影すること。
土工状況（掘削・埋戻）	・ポイント毎（起点、40.0m毎、終点）に撮影すること。 ・安曇野市上水道基準仕様書内の施工管理基準に基づき撮影すること。
給水管取出し（取出しか所毎に「着手前しゅん工、配管状況、土工状況」をまとめること。	・排泥管、防火水槽取出し等を含める。 ・土工、配管状況については、上の配水管の写真撮影に準ずるものとし、サドル分岐から止水栓までの配管状況を撮影すること。（状況を記載した黒板を含めるが、配管状況と黒板を分けて撮影しても良いものとする。）

※撮影ポイントは40.0m毎としているが、80.0m未満の場合は中間地点でも可とする。（延長が70.0mの場合は35.0mを撮影ポイントとする。）80.0mを超える場合は40.0m毎とする。

2 土工事

「安曇野市上水道工事標準仕様書」「安曇野市上水道工事特記仕様書」「安曇野市給・配水管工事施工基準」中の「市道掘削標準図」「県道掘削復旧標準図」「国道掘削復旧標準図」等に基づくものとし、道路管理者と協議すること。

なお、管の口径によって掘削深が違うので注意すること。また、国・県・市道及び車道・歩道・幅員によって路盤構成に違いがあるので注意すること。

第4章 各種申請書類等の提出

1 開発行為給水・配水管工事設計審査申請書の提出

必要な書類を添付の上、上水道課に提出すること。内容を審査し、問題がなければ1～2週間程度で審査済証が交付となる見込み。

なお、提出書類に修正箇所、添付書類等の不足があった場合は、修正した内容の書類を提出した後に受付となるため、注意すること。

※添付書類

① 位置図
② 事業計画書（別途、様式を参照に作成すること。）、完成予定断面図
③ 開発行為許可証の写し（農地転用許可証の写しでも可）
④ 費用負担及び維持管理方法説明書（別途、様式を参照に作成すること。）
⑤ 給・配水計画平面図・管割図
⑥ 工程表
⑦ 材料使用承認願
⑧ 主要材料一覧表
⑨ 市給水装置工事事業者証（指定工事店証）の写し
⑩ 建設業許可証の写し
⑪ 主任技術者等の資格者証の写し ・土木施工管理技士 ・管工事施工管理技士 ・給水装置工事主任技術者証
⑫ 布設管が HPPE の場合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が行う施工講習会受講証の写し
⑬ 布設管が DIP（耐震管）の場合は、日本水道協会が行う継手接合研修受講者証の写し
⑭ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ・水理計算を行った場合は、水理計算書 ・不断水分岐を行う場合は、メーカーなどが行う講習会受講証等の写し

⑫～⑭の各種講習会受講証については、施工者（指定工事店）がその該当する作業について知識・技能を有するか確認するために提出を求めるものです。

2 資材検査の実施

審査済証交付後、施工前に申請時に提出した材料承認願い及び主要材料一覧表に基づき材料検査を行う。上水道課担当者と日程調整を行い、必要な書類を添付して資材検査願を提出すること。

※添付書類

① 位置図
② 主要材料一覧表

3 内容（平面図・詳細図等）の変更

既設埋設物（構造物）等、不可視部分の状況等、その他の理由により、当初提出した図面から配管経路等を変更する際には、変更箇所の施工前までに図面等を修正し、上水道課と協議のうえ、必要な書類を添付して開発行為給水・配水管工事変更設計審査申請書を提出し、開発行為給水・配水管工事変更設計審査済証の交付を受けた上で施工すること。

※添付書類（変更する内容に係る書類を添付）

① 給・配水計画平面図・管割図
② 工程表
③ 材料使用承認願（配管内容を変更することで使用する材料の変更がある場合）
④ 主要材料一覧表（変更後の使用材料を太字などで記載すること。）
⑤ 布設管に HPPE が追加となる場合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が行う施工講習会受講証の写し
⑥ 布設管に DIP（耐震管）が追加となる場合は、日本水道協会が行う継手接合研修受講者証の写し

その他、必要に応じて、申請時の添付書類が必要となることもある。

4 水圧検査の実施

本管から不断水分岐を行う場合は上水道課担当者の立会いの下、不断水装置設置後の穿孔前に水圧検査（1.0Mpaで10分間）を行い、水圧検査合格後に穿孔作業を行う

事。また、給水管・配水管の布設が完了した場合も水圧検査（1.0Mpaで10分間）を受ける事。

不断水分岐の穿孔作業日及び水圧検査日は、上水道課担当者と日程を調整し、添付書類を添えて水圧試験立会申請書を提出すること。

※添付書類

① 位置図
② 水圧加圧箇所図面

5 しゅん工検査の実施

配管等の布設、道路等の舗装等が完了したら、添付書類を添えて開発行為給水・配水管工事しゅん工検査申請書を提出し、しゅん工検査を受ける事。

※添付書類

① 位置図
② しゅん工平面図・管割図（検査用） ・平面図については、布設管の管種・管径・総延長をそれぞれ記載すること。 ・管割図については、切管の延長、使用材料、マーカースピンの位置を記載すること。 ・給水管取出し図については、平面図に位置を記載するとともに、管割図に詳細図を併せて記載するか、別途作成すること。
③ 使用材料表 ・使用した材料を一覧表として提出すること。
④ 管接合チェックシート表 ・接合か所すべてについて記載し、提出すること。 ・ダクタイル鋳鉄管は、日本ダクタイル鉄管協会が作成しているチェックシートを使用して管種毎に作成すること。 ・配水用ポリエチレン管は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会等が作成している EF チェックシートを使用して作成すること。
⑤ 現場写真（施工状況の確認できる写真） ・現場写真については、「安曇野市上水道工事標準仕様書」内の写真管理基準に基づき撮影すること。

6 寄附採納願の提出

しゅん工検査で問題がなければ、合格通知（開発行為給水・配水管工事検査結果通知書）を送付。その後、添付書類を添えて、寄附採納願を提出すること。

なお、宅地造成の場合は、区割り後の造成地内の公図の写し及び、全部事項証明書
の添付が必要となる。

※添付書類

① 位置図
② しゅん工平面図・管割図 ・しゅん工検査の際に修正の指摘がなければ、申請時の図面で可。指摘があった場 合は修正後の図面を提出すること。
③ 分筆後の公図の写し
④ 分筆後の全部事項証明書
⑤ 工事費内訳 ・申請者が工事請負業者に支払いをした工事費用の内訳を提出すること。

7 地役権の設定

埋設地が私有地（位置指定道路含む）の場合に、寄附により安曇野市水道事業が維
持管理することになる配管について、地役権設定契約と契約後に地役権の設定が必要
になります。（登記に係る経費は開発者（申請者）の負担となります。）

第5章 資料

1 開発行為給水・配水管工事関係届出様式

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

開発行為給水・配水管工事設計審査申請書

（宛先） 安曇野市長

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

下記のとおり給水・配水管工事を行いますので、別添設計書により設計審査をお願いします。

記

工 事 種 別	1 給・配水管布設	2 消火栓移設・設置	3 その他
工 事 場 所	安曇野市 番地		
指定給水装置工事事業者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号 ※給水・配水工事の業者 が異なる場合はそれぞれ 記入すること。	㊞ ㊞		
着工予定日	年 月 日	しゅん工予定日	年 月 日

（注） 第3条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

第 号
年 月 日

申請者

様

安曇野市長

㊞

開発行為給水・配水管工事設計審査済証

年 月 日付けで設計審査申請のありました下記の工事の設計内容については、適当と認めます。

つきましては、審査した設計内容のとおり施工願います。

また、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに協議してください。

記

申 請 受 付 番 号	
工 事 種 別	1 給・配水管布設 2 消火栓移設・設置 3 その他
工 事 場 所	安曇野市 番地 地区名（ ）
工事事業者称号又は 名称代表者氏名	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

開発行為給水・配水管工事変更設計審査申請書

（宛先） 安曇野市長

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

年 月 日付けで審査済証を受けた工事について、下記のとおり変更がありますので、別添変更設計書により変更設計審査をお願いします。

記

申 請 受 付 番 号	第 号
工 事 種 別	1 給・配水管布設 2 消火栓移設・設置 3 その他
工 事 場 所	安曇野市 番地
変 更 内 容	
指定給水装置工事事業者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号 ※給水・配水工事の業者 が異なる場合はそれぞれ 記入すること。	㊞ ㊞

（注） 第4条第1項に規定する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

申請者

様

安曇野市長

印

開発行為給水・配水管工事変更設計審査済証

年 月 日付で変更設計審査申請のありました下記工事の設計内容について、適当と認めます。

つきましては、審査した設計内容のとおり施工願います。

また、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに協議してください。

記

当初申請受付番号	第 号
工事種別	1 給・配水管布設 2 消火栓移設・設置 3 その他
工事場所	安曇野市 番地
変更内容	
指定給水装置工事事業者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号	

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

開発行為給水・配水管工事しゅん工検査申請書

（宛先） 安曇野市長

（申請者）

住 所
氏 名

㊞

年 月 日付けで審査済証の交付を受けた工事がしゅん工しましたので検査してください。

記

工 事 種 別	1 給・配水管布設	2 消火栓移設・設置	3 その他
工 事 場 所	安曇野市 番地		
指定給水装置工事事業者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号 ※給水・配水工事の業者 が異なる場合はそれぞれ 記入すること。	㊞		
着工年月日	年 月 日	しゅん工日	年 月 日

（注） 第5条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

第 号
年 月 日

申請者

様

安曇野市長



開発行為給水・配水管工事しゅん工検査結果通知書

当初・変更申請受付番号	第 号		
工 事 種 別	1 給・配水管布設 2 消火栓移設・設置 3 その他		
工 事 場 所	安曇野市 番地		
指定給水装置工事事業者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号			
着 工 年 月 日	年 月 日	しゅん工日	年 月 日
検 査 結 果			
手直しを 要する内容			

※検査結果 合格の場合は、寄附採納願を提出すること。
手直しがある場合は、手直し完了後、再検査を受けること。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

寄 附 採 納 願

（宛先） 安曇野市長

寄附申出人

住 所

氏 名

㊞

下記の給水（配水）施設を寄附いたしますから、採納くださるよう願います。

なお、この施設に関する一切の権利は安曇野市水道事業に移譲し、分岐改良等による利害について異議申立てをしません。

施 設 の 設 置 場 所	安曇野市 番地先から 番地まで
施 設 の 種 別 ・ 名 称	
施 設 の 明 細 （ 内 訳 ）	
そ の 他 必 要 事 項 等	

（注） 第9条第2項各号に掲げる書類を添付してください。

様式第8号（第9条関係）

寄 附 採 納 受 領 通 知 書

年 月 日

寄附申出人

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで貴殿より、寄附採納の申出のありました、給水（配水）施設について審査の結果、下記のとおり受領の可否を決定しましたのでご通知します。

施 設 の 設 置 場 所	安曇野市 番地先から 番地まで
施 設 の 種 別 ・ 名 称	
受領する施設の明細	
受領しない施設の明細	
そ の 他 必 要 事 項 等	

（注）寄附を受領する施設の一切の権利は安曇野市水道事業に移譲し、分岐改良等による利害関係について異議申立てはできません。

2 参考様式（「事業計画書」及び「費用負担及び維持管理方法説明書」）

事業計画書

工 事 名	
工事場所	
工事概要	

費用負担及び維持管理方法説明書

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

氏名

印

下記のとおり上水道工事費用負担及び維持管理を行います。

記

	施設内容	説明
新設する上水道施設の 費用負担		水道施設工事に伴う費用については、全額を申請者が負担します。
新設する上水道施設の 維持管理方法	メーターボックスについては、施主の管理とします。	しゅん工検査合格後、全ての施設を寄付し、安曇野市にて維持管理をお願いします。 なお、寄附採納前は、申請者が維持管理を行います。 また、指定道路内については、安曇野市が水道工事を行う際に、道路内を掘削すること等に関しては、一切の異議を唱えることはありません。

※位置指定道路にて開発行為を行う場合は維持管理方法説明欄に、安曇野市が水道工事を行う際、道路掘削に関し異議を唱えない旨を記入してください。

※私有地又は位置指定道路等、国・県・市道以外に配水管を埋設する場合において、地役権の設定が必要な場合は、その旨を維持管理方法説明欄に記入してください。

- 3 資材検査願・使用材料一覧表、水圧試験立会申請の様式
(安曇野市水道工事特記仕様書参照)

使用材料承認願

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

施工業者

住 所

商標又は名称

代表者氏名

電話番号

印

下記工事に使用する製品を承認願いたく、図面を添えて申請します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 箇 所 安曇野市

3. 工 事 期 間 自 年 月 日
 至 年 月 日

4. 使用する製品一覧 別紙一覧表のとおり

使用材料一覽表

[illegible]

※使用材料について、一括承認を受けている材料については、承認番号を記載することで、承認図の添付を省略することができる。

資 材 検 査 願

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

受注者
住 所
商標又は名称
代表者氏名

下記のとおり資材を現場に搬入しましたので検査願います。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 箇 所 安曇野市

3. 工 事 期 間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4. 資材搬入場所 安曇野市

5. 検査予定日時 令和 年 月 日 時 分から

5. 搬入資材 別紙のとおり

6. 検査実施日 令和 年 月 日

7. 検査職員氏名 上下水道部 上水道課

8. 検査結果及び所見

水圧試験立会申請書

年 月 日

(宛先)安曇野市長

施工業者

住 所

商標又は名称

印

代表者氏名

電話番号

下記工事がしゅん工しましたので、水圧試験の立会いを申請します。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所 安曇野市 番地 先

3. 検査立会日時 平成 年 月 日 午前・後 時 分

4. 加圧方法 手動ポンプ・動力ポンプ

5. 加圧圧力 試験圧力 1.0Mpa 又は上水道課指示圧力

6. 加圧箇所 平面図参照(平面図に加圧範囲を明示すること。)

7. 位 置 図 造成工事の場合に添付(5万分の1)

※ 備 考

加圧開始時間 _____

加圧終了時間 _____

加圧圧力 _____ Mpa

水圧検査立会者

氏 名

印

氏 名

印

4 開発行為手続提出書類チェックリスト

1 申請 関係	(1) 開発行為給水・配水管工事(変更)設計審査申請書(様式第1号)					
	添 付 書 類	☐	① 位置図			
		☐	② 事業計画書、完成予定断面図			
		☐	③ 開発行為許可証の写し(農地転用許可証の写しでも可)			
		☐	④ 費用負担及び維持管理方法説明書			
		☐	⑤ 給・配水計画平面図・管割図			
		☐	⑥ 工程表			
		☐	⑦ 材料使用承認願(別紙5-1)			
		☐	⑧ 主要材料一覧表(別紙5-3)			
		☐	⑨ 市給水装置工事事業者証(指定工事店)の写し			
		☐	⑩ 主任技術者の資格者証(土木施工管理技士、管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者証)の写し			
		☐	⑪ HPPE布設の場合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が行う施工講習会受講証の写し			
		☐	⑫ DIP(耐震管)布設の場合は、日水協が行う継手接合研修受講者証の写し			
		☐	⑬ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類			
2 資材・水 圧検査 関係	(1) 資材検査願(別紙5-2)					
	添 付 書 類	☐	① 位置図	☐	② 給・配水計画平面図・管割図	
		☐	③ 主要材料一覧表(別紙5-3) *1.0Mpa=10分間保持⇒漏れの確認			
	(2) 不断水分岐等の取出しの水圧検査(別紙6)(③と同じ様式)					
	添 付 書 類	☐	① 位置図	☐	② 水圧加圧箇所図面	
	(3) 敷地内に配管した配水管の水圧検査(別紙6)(②と同じ様式)					
	添 付 書 類	☐	① 位置図	☐	② 水圧加圧箇所図面	
(4) 不断水分岐の穿孔後及び、敷地内配管の水圧検査終了後、洗管の実施(水圧検査及び洗管状況を写真撮影し、しゅん工書類に添付すること。)						
3 しゅん 工検査 関係	(1) 開発行為給水・配水管工事しゅん工検査申請書(様式第3号)					
	添 付 書 類	☐	① 位置図			
		☐	② しゅん工平面図・管割図(検査用)・使用材料表・管接合チェックシート表			
		☐	③ 現場写真(施工状況の確認できる写真)			
	(2) しゅん工検査時に検査する内容					
	検 査 内 容	☐	① 墨出し(配管延長の検測)	☐	⑤ 消火栓水圧()Mpa*機械持参	
		☐	② 検測(メジャーの用意)	☐	⑥ マーカーピン確認	
		☐	③ 弁・栓類設置状況	☐	⑦ 止水栓の閉栓ピンへの交換	
☐		④ ボックス類設置状況				
4 寄附採 納関係	(1) 寄附採納願(様式第5号) ⇒ しゅん工検査合格後の登記終了後に提出					
	添 付 書 類	☐	① 位置図	☐	② しゅん工平面図・管割図	
		☐	③ 公図(分筆後の公図)	☐	④ 資産台帳の添付(工事費内訳)	
		* 分譲地内に設けた位置指定道路内での安曇野市が水道工事を行う際は、異議を称えない旨を明記				